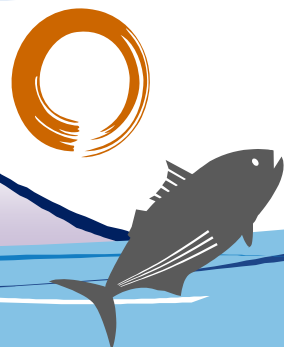


焼津市自治基本条例を考える市民会議

冬休みの友



平成24年12月 〆切：平成25年1月10日（木）まで

第14回市民会議(24. 11. 18)でのPI意見の検討をもとに、7名の委員による「市民案策定作業グループ」が12月10日(月)、17日(月)の2回、会議を行い、「焼津市自治基本条例・はじめの一歩案」の項目の追加や修正、考え方などについて話し合い、検討した結果を「**焼津市自治基本条例・はじめの一. 五歩案**」としてまとめました。

その内容を皆様にご報告させていただくとともに、さらに皆様からもご意見などをいただきたく、今回「冬休みの友」という形で年末年始のお休み中の宿題としました。

●考え方

- ・みんなが分かりやすい言葉でしっかりと中身をつくりましょう！目標は、来年の3月までに「**焼津市自治基本条例・市民会議素案**」をつくることです。別紙のスケジュール表のとおり、まずは「ステージ1」から「ステージ2」に進むために、今回の「冬休みの友」で皆様からいただいたご意見をプラスして「**焼津市自治基本条例・はじめの二歩案**」をまとめ、「市民会議素案」を検討するための「たたき台」をつくります。

●進め方

- ・各項目の【意見記入欄】に、それぞれの委員さんのご意見を自由にお書きください。書き方の目安となるように、各項目に「問」を設定しましたが、もちろんその「問」に従わずに自由な意見を書いていただいても構いません。また、「PI意見集」や、下の囲みの【市民案策定作業グループ委員の意見】や【第2回市民案策定作業グループ会議(12/17)の議論】も参考にしてください。

●提出期限・提出方法など

- 「冬休みの友」の提出は平成25年1月10日(木)までをお願いします。
- 提出方法については、メール通知の方は、入力済の本データファイルをメールにてご提出ください。郵送通知の方は、記入済の本用紙を同封の返信用封筒でご提出ください。
- 郵送通知の方で、本用紙のデータファイル(MicrosoftOfficeWordファイル)を希望される方は、送付を希望するメールアドレスを「kikaku@city.yaizu.lg.jp」までご連絡ください。

以上です。大変ですが、よろしく願いいたします。

皆様、よいお年をお迎えください。

焼津市自治基本条例・はじめの一. 五歩案

1 基本的な考え方

(1) 焼津市で自治基本条例をつくる目的 ～この条例を何のためにつくるのか？

●自治の原点

自治の原点は、市民がお互い尊重し合い、力を合わせ、自分たちで安心して暮らせる地域社会をつくることです。焼津市の自治基本条例を考えるにあたり、改めて、以下のようなことが問われています。

- ・人は一人では生きていけないから、様々な人のつながりのある社会を創っていく
- ・自分たちのまちの身近な課題は、まずは自分たちで解決する
- ・自分たちのまちのことは、自分たちで決め、みんなで決めたことに責任を持つ

●自治基本条例の必要性が高まった時代背景

全国では、この約 10 年で 200 以上の自治体が自治基本条例がつくられています。今なぜ、焼津市でこの条例の必要性が高まってきたのか、以下の時代背景が考えられます。

・背景①：地方分権

～以前の国や県の下請けのような仕組みが変わり、それぞれの自治体の力量や創意工夫が試されるようになった。それならば、焼津市に合ったよりよい自治のあり方を自分たちで考え、自分たちで進めていきたい。

・背景②：人口減少と少子高齢化

～今後、急激に人口が減り、少子化・高齢化が進んでいく。すると、市税収入は減少する一方で社会保障費は増加し、市の財政は苦しくなっていく。そういう中でも豊かさを感じ、幸せに暮らせる焼津市を、子や孫の世代に引きついでいきたい。

・背景③：東日本大震災

～震災は様々なことを考えさせてくれた。焼津市でも様々な災害への不安があるが、安心して住み続けられるまち、もし大災害があっても被害を最小限にできるまちにしていきたい。

●焼津市での市民参加による自治基本条例の検討の始まり

これらのことから、焼津市に関わる人々が、自分たちで次の時代を切り拓いていくための共通のルールについて、市民参加により考えることになり、現在の取り組みがあります。

【市民案策定作業グループ委員の意見】

○PI 意見集から

- ・財政状況が悪くなったら、市民に責任転嫁するのはおかしい
→自分のことは自分やってきた歴史がある。それを思い出すことが条例策定。財政状況の悪化はきっかけにすぎない(1849)
- ・目指すまちの姿の実現にはお金がかかる。実現の優先順位を決めるためのものであるなら、理解出来る(1851)

○①、②、③に加えて、「1 市財政の悪化」「2 基幹産業である水産関連業界の低迷」

問：焼津市で自治基本条例をつくる目的 ～この条例を何のためにつくるのか？

しかし、2ページ目のようなP Iでの説明では、他の市民の皆さんに、条例が必要な理由や目的を、よく理解していただけないこともありました。焼津市で自治基本条例をつくる目的を、より納得感のあるものにするには、どのようなことが書けば良いでしょうか？

【意見記入欄】

【市民案策定作業グループ委員の意見】

○焼津市民憲章と自治基本条例策定に係わる基本方針に歌われている内容を織り込む。

…焼津市は、先人たちにより築かれてきた貴重な歴史・文化と秀麗な富士山、駿河湾、大井川を抱く豊かな志太平野の自然に恵まれたまちです。このまちを更に希望に満ちた、魅力あるまちとして未来の世代に引き継いでいくために、市民、議会、行政が一体となってまちづくりを進めることが大切です。市民一人ひとりが等しく尊重され、安心して暮らせる社会を作るために、基本的なルールを定めた自治基本条例を制定します。

○なぜ自治基本条例が必要かという解説

○焼津市の置かれた状況

…この焼津市は、市民みずからが切り拓いた地場産業によって力を蓄えてきた“まち”であり、その市域の狭さ、人口密度においては、県下でも最上位に近いところにある。これはまさしく、この焼津市は、人と人との強い絆によって成長してきた“まち”であることのあかしである。いま、この厳しい社会情勢の中で、焼津市がますます発展するために、お互いの協力のためのしっかりしたルール作りをする必要に迫られている。

○時代背景による要請（理由）だけでなく、もっと普遍的な理由があるはず。

【松下先生のお話を思い出してみよう】

・自治の原点というのは、市民一人ひとりが等しく尊重され、安心して暮らせる社会をつくるということ。これが自治の基本。そのために憲法に地方自治の規定があり、地方制度がある。この条例の目的もそういう当たり前のこと。

・この当たり前のことが問われている。このままいくと市民一人ひとりが尊重されて安心して暮らせる社会がくずれていく、そういう危機感がとっかかり。さらにそういう社会をつくっていかう、そのためにたくさん人が集まって一緒に考えようということ。一人ひとりが大事にされるということは、一人ひとりの力を出し合うということでもある。

・色んな選択があり得る。自分達で何でもやるという選択もあるし、今まで通りのサービスを税金2倍払ってやってほしいという選択もある。それは選択。しかし、日本は「野球は9人でやる」という国だと思う。

【第2回市民案策定作業グループ会議(12/17)の議論】

- ・みんな自分でやらないといけない(当事者意識の)時代だから、この条例が必要。
- ・「しくみ」をつくって、「みんな」で取り組む。それを担保するのがこの条例。
- ・「焼津市民憲章」(平成20年)は、“こういうまちにしたい”と書いたところまで。だれがそういうまちにするのか?
→みんな(自分たち;市民等・議会・行政)が対話しながら進めていく。そのためのルール
- ・市長や議員が替わっても、着実に自治を充実させていく担保として条例にする。
- ・焼津市をもっとよくしていこうという気持ちを持つ。
- ・より自分たちが求めるまちにしたいなら、自分たちでつくっていく。その方が「気が楽」。
- ・自分たちのまちの自治を進めるための仕組み。実は、自治が行政中心になってからのの方が歴史が短い。
- ・「この条例がなかった何が困るのか?」と聞かれても、うまく答えられない。相手に当事者意識がなかったら、自治なんて面倒なだけ。
→まずは話せばわかってくれる人から理解してもらおう。相手の受け止め方に配慮しよう

(2) 焼津市が目指すまちの姿 ～焼津市のまちづくりの理想像

- ① 世代を超えた人と人、市民・議会・行政の「つながり」(連携・協働)のあるまち
 - ② コミュニティが進化・活性化し、満足度(幸福度)が高いまち
 - ③ 焼津の自然や文化を愛し(Love焼津)、平和を尊ぶ、誇れるまち(誰もが訪れたくなるまち) ※③と④は重なるところあり。
 - ④ 歴史や文化の伝統を尊重し、市民文化が創造されるまち(9人がOのPI意見・165)
 - ⑤ 安心して暮らし続けることができるまち
 - ⑥ 未来の焼津市を担う子どもをみんなで育て、子や孫の世代まで、幸せに暮らし続けることができるまち
 - ⑦ 市民・議会・行政のお互いの活動が見えるように情報の共有化ができるまち
 - ⑧ 焼津市の豊かな資源(海・山・川・港など)や産業を生かした活気のあるまち
 - ⑨ 近隣のまちや、県、国、海外の国々と力を合わせ交流するまち
- これらを目指して、「オール焼津」(市民、企業、議会、市役所等みんなで)を進むまち

問：「目指すまちの姿」と「焼津市民憲章」について

「焼津市が目指すまちの姿」(上記の①～⑨)については、平成20年の合併時に議決された「焼津市民憲章」(別紙資料参照)にも焼津市の理想とする姿が書かれています。

では、自治基本条例の中で「市民憲章」をどう位置づけるのがいいのでしょうか？

【意見記入欄】 →下の1～3のいずれかに○をつけ、理由もお書きください

1. 市民憲章があっても自治基本条例に「目指すまちの姿」を書いた方がよい
 2. 市民憲章を尊重し、「目指すまちの姿」は自治基本条例には書かなくてもよい
 3. その他の意見()
- 《上記の答えの理由》

【市民案策定作業グループ委員の意見】

○PI意見集より

- ・よそ者を仲間にできる、人を大切にすまち。子供、働く人、中高年、老人、各々の立場で生きている人を尊重し、支えるまち(61,63,64)
- ・みんなが「つながる」町、みんなで「決めるまち」、自然と共生できる町(95)
- ・良質な就労環境、保育環境、教育環境、高齢者環境、医療環境の保障(181)
- ・自然と共生するまち(海、山、川)(364)

○世代、性別、障害の有無を超えた人と人、・・・

○目指すまちのすがたとそれをどのような方策で作り上げていくかを明示。その際、市民憲章や総合計画でうたわれている姿と整合性を持つことが必要と考える。

(3) 焼津市の自治の基本的考え方 ～焼津市の自治の基本理念

問：「焼津市の自治はこうあるべき」という内容について

市民案策定作業グループの議論の中で、「焼津市の自治はこうあるべき」ということを自治の基本理念として書いた方がよいという議論がありました。

「焼津市の自治はこうあるべき（こうありたい）」ということについてのご意見を下の欄にご記入ください。

【意見記入欄】

【市民案策定作業グループ委員の意見】

- 目指すまちの姿とそれをどのような方策で作り上げていくかを明示。その際、市民憲章や総合計画でうたわれている姿と整合性を持つことが必要と考える。
- まちを作る時、「みんなのまち＝自分の住んでいる自分のまち」を市民一人ひとりが自らの意志と責任に基づいて協働しながらすすめていくという意識が求められることを織り込む。
- 焼津市の自治はこうあるべきだという内容を書く

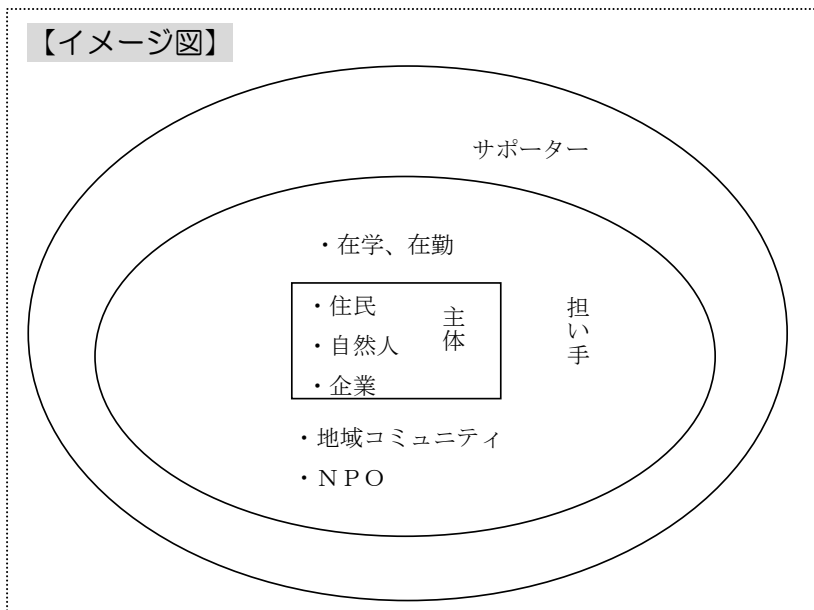
【第2回市民案策定作業グループ会議(12/17)の議論】

- ・「焼津市の自治はこうあるべきという内容を書く」というのは大事。書くべきではないか。「目指すまちの姿」については「市民憲章」を尊重して。
- ・「目指すまちの姿」は十人十色なので、対話の中でお互いの違いを認め合い、尊重し合って方向性をつくっていくことが大事ではないか。

2 市民

(1)市民の定義～市民とは？

- ・法律上の住民（自然人・法人・外国人も含む）に加え、在学・在勤の人も含めて「市民」としてはどうか
- ・さまざまなまちの担い手の位置づけ・役割
 - ・外国人→主体として定める ⇒啓発等が必要
 - ・住民でない人も貢献できる、大事にされる
 - ・事業者の役割
- ・住民と市民のつながりを検討する必要がある
- ・まちは誰が創っていくか？在学・在勤の人と住んでいる人では重みが違う。



問：焼津市の自治における「市民」の定義について

焼津市の自治における「市民」の定義についてのご意見を下の欄にお書きください。

【意見記入欄】

【市民案策定作業グループ委員の意見】

- はじめの一步案のとおり、広い意味での市民としたい
- 「市民」に関してこの条例には、どのような主体があり、それぞれがどのような義務と権利を持つかを明確にする。
様々な考えの人が住んでいる中でより多くの人たちにこの条例を自分のものとして身近に感じていただくために明記する。

提案：「市民が尊重されること」、「市民が守らなければならないこと」

～「市民の権利」、「市民の役割・責務」に代わる考え方として

第2回市民案策定作業グループ会議(12/17)の議論の中で、前の「市民の定義」を幅広く捉えるならば、「権利」や「責務(義務)」よりも合った考え方があるのではないかという話がありました。

一般的に「権利」といった時にイメージされる、「(行政や他の人に)何かを要求できる、何かをしてもらえる」ということではなく、「Human Rights」いわゆる人権のような、「人間」としての社会的権利をイメージしたいと思います。

また、「義務」という言葉でイメージする「法制度(法令・契約など)」を根拠とするものだけでなく、理性や道徳、倫理、慣習なども含めて、整理していった方がいいのではないかと考えます。

そこで、今回は、「市民が尊重されること」「市民が守らなければならないこと」として考えてみよう、皆さんのご意見を聞いてみよう、というのが作業グループ会議からの提案です。

(2)市民が尊重されること(「市民の権利」に代えて)

問：「市民が尊重されること」について

(広い意味での)焼津市民であれば等しく尊重されることとはなんでしょうか？

【意見記入欄】

【市民案策定作業グループ委員の意見】※提案に合わせ微修正

○「参加、参画すること」、「公共の利益に沿う意見を述べること」、「情報を知ること」、「個人情報を守ること」

○市民として、まちづくりへの参加の機会保障、住民投票等

(3) 市民が守らなければならないこと（「市民の役割・責務」に代えて）

- ・ 市民一人ひとりが、自治の当事者となる
- ・ 市民が自ら情報を得て、色々知恵を出し合う住民像を描きたい
- ・ 子ども達の世代が持続して住めるまちになっていくか、その時の住民像を条例に描く

問：「市民が守らなければならないこと」について

焼津市民であれば守らなければならないこととはなんでしょうか？

【意見記入欄】

【市民案策定作業グループ委員の意見】 ※提案に合わせ微修正

- 「事業者」についても明記する
- 地域コミュニティに関して、東日本大震災がその重要性を認識させてくれたものの、少子高齢化、ライフスタイルの多様化等によりそのあり方を早急に再検討する必要性が生じていると考えるが、当事者意識をもってここに参加する姿勢が市民に求められることを織り込む。
- まちづくりへの参加などに当たって、他を思いやる気持ちを大切に、互いの意見や行動を尊重する姿勢が求められる

3 議会

(1) 議会の役割

- ・ 議会が活発に活動してほしい（市民目線で）
- ・ 議会活動を市民に分かり易く伝える
- ・ 議会の役割として、広範囲な市民意見の聴取に努める

問：「議会の役割」について

議会の役割についてのご意見を下の欄にお書きください。

【意見記入欄】

【市民案策定作業グループ委員の意見】

- はじめの一步案のとおりと、今後の議会は、市民・行政・議会が同等であることを認識し、役割を果たす
- 議会はどのような機関で、それを構成する議員の役割と責務は何か、そしてその責務を果たすためにどのような活動をするのかを明記。市民全体の利益という観点から職務を果たすことを求めたい。また、市民の代表者として市民全体に情報の公開と説明責任をタイムリーにじっしすることを謳う。
- 焼津をよくしていこうという活発な活動

(2) 議員の役割

- ・ 議員の役割として、自らが政策提案に努める
- ・ 議員活動を市民に分かり易く伝える
- ・ 議員の役割として、広範囲な市民意見の聴取に努める

問：「議員の役割」について

議員の役割についてのご意見を下の欄にお書きください。

【意見記入欄】

【市民案策定作業グループ委員の意見】

- 議員活動報告書を年度ごと作成し公開する。議員自らの政策提案に努める。
- 常に議会改革を怠らないことを謳う。
情報の発信、収集を責務としてとらえる。
- 市民が平等に利益を享受できるように、市に必要なことを拾い上げ行政に反映させる

4 行政 ～それぞれの項目について、ご意見をお書きください

(1) 行政の行動原則

問：「行政の行動原則」について

行政の行動原則（意識、役割、責務等）についてのご意見を下の欄にお書きください。

【意見記入欄】

【市民案策定作業グループ委員の意見】

○PI 意見集より

- ・今の財政危機は行政サービスの行き過ぎにある。次世代のために「余裕」を(583)
- ・焼津行政の今以上のやる気。市長のトップセールス(872)
- ・行政は無駄の排除を。(例：縦割組織の改革、広域行政、民意汲み上げの仕組み、事務の迅速化(1971))
- ・行政に従えるまち(1611)

○行政に携わる一人ひとりがプロフェッショナル行政マンとしての意識を忘れずに、常にコスト意識を高める努力をする姿勢を明記。そのために障害となるような市民のわがままは、市民の役割と責務に反映する。

○行政運営について、市長と職員を分けて役割と責任を明記する。

(2) 行政運営

- ・PDCAの徹底（各段階において、市民・議会の参画・協働を保障する）
- ・前例主義の廃止

問：「行政運営」について

行政運営（行政の仕事の進め方・仕組み等）についてのご意見を下の欄にお書きください。

【意見記入欄】

【市民案策定作業グループ委員の意見】

○原価主義の活用と説明責任

○行政運営というより、行政経営という意識での組織のマネジメントを。地方分権とは言いながらも、中央集権の制度が多く残る中、また、公平性、公正性を求められる機関であることものの、アウトカムを意識した運営をするために、以下の行政情報、総合計画、行政評価を税制取り入れ、健全な財政運営に努めることを明記する。

○広域行政により、投資効率が高まる部分に関しては有効に活用する

(3) 行政情報

- ・情報の共有…収集、提供、場づくり（全ての人が情報にアクセスできる）

問：「行政情報」について

行政情報（情報の発信・収集等）についてのご意見を下の欄にお書きください。

【意見記入欄】

【市民案策定作業グループ委員の意見】

○PI 意見集より

- ・まずは声を拾うこと。ネット社会だが使いこなせない人もいる。駅に市施設の設置、集客施設で市の情報発信（ブース・目安箱）。（1975）

○行政の情報は(善し悪し関わらず)公開し、説明責任をはたす

○行政職員が地域コミュニティに出かけ、行政の情報を提供・説明する機会をできるだけ多く作るにより、市民の持つ情報も収集できるし、職員と市民との距離が近くなり良いコミュニケーションに結び付くと考えるので、具体的にルールとして織り込む。

(4) 総合計画 ※ミニ講座「総合計画」

問：「総合計画」について

総合計画（策定の位置付けや策定方法等）についてのご意見を下の欄にお書きください。

【意見記入欄】

【市民案策定作業グループ委員の意見】

○自治基本条例と総合計画は整合性が必要だが、策定根拠とするのはいかなものか？

○計画づくりへの市民参加をルール化。また、計画づくりに関しては現状把握を十分に行う工夫を求めたい。

(5) 行政評価

問：「行政評価」について

行政評価（評価の仕組みや方法等）についてのご意見を下の欄にお書きください。

【意見記入欄】

【市民案策定作業グループ委員の意見】

○PI 意見集

市民で評価をする仕組みが必要(1999)

○行政評価の対象、誰がどのように評価するのを明記する。

(6) 財政

- ・効率的な財政運営

問：「財政」について

財政（財政運営のあり方・仕組み等）についてのご意見を下の欄にお書きください。

【意見記入欄】

【市民案策定作業グループ委員の意見】

- はじめの一步案のとおり と、市事業に民間企業を活用する
- 施策の計画段階において、費用対効果を十分に吟味する。又、財政状況を市民にもわかりやすく伝えるよう努める。
- 市の保有する財産の適正な管理、効率的な運用とその状況を分かりやすく公表する。

(7) 市長

問：「市長」について

市長の役割、責務等についてのご意見を下の欄にお書きください。

【意見記入欄】

【市民案策定作業グループ委員の意見】

- PI 意見集より
 - ・市長のトップセールス(872)
- 言葉は表現できないが、市長について記述されるのは独自性と普遍性があり良いと思う
- 市長は、まちづくりについての指針を市民に明らかにするとともに、市民の意見を聴取するよう努めるものとする。
- 市長はその役割において、市民全体の利益を常に考え、職員がその能力を最大限に発揮できるような環境を提供することを明記。
市政の代表者として、市民の権利を保障し信託に誠実に応えることを明記。

(8) 行政組織

- ・縦割り行政の廃止、組織運営の見直し

問：「行政組織」について

行政組織（組織のあり方・運営等）についてのご意見を下の欄にお書きください。

【意見記入欄】

【市民案策定作業グループ委員の意見】

- 無駄なコストを発生させない、職員がその能力を最大限に発揮でき、市民が誇れる市政運営が図れる良好な組織を明記

(9)職員

- ・行政職員も「市民」であることを意識する（市民目線）

問：「職員」について

市職員のあり方（意識、能力向上等）についてのご意見を下の欄にお書きください。

【意見記入欄】

【市民案策定作業グループ委員の意見】

- 市民との対話を大切にしながら、互いに目指すまちづくりが可能になるよう行政の「いま」をていねいに伝えられる能力を高めて欲しい。

(10)公共施設

- ・市の公共施設を安心して使えるように（焼津版ハートビル条例）

問：「公共施設」について

公共施設（施設のあり方・運営等）についてのご意見を下の欄にお書きください。

【意見記入欄】

【市民案策定作業グループ委員の意見】

- ますます少子高齢化が進行する中で、高齢者や障害者にも、そのもっている能力を社会貢献のために大いに活用していただくよう、すべての公共施設に活動しやすい環境を用意するためのルール作り。
- 市民が公共施設は「使ってなんぼ」のものと思うので、使うに当たっての規制を必要最低限にすること。

(11)危機管理 ※ミニ講座「いのちを守る取り組み」

- ・危機管理対応（市民と協働するもの）
- ・安心、安全なまちづくり

問：「危機管理」について

危機管理（体制や仕組み等、防災に限らず）についてのご意見を下の欄にお書きください。

【意見記入欄】

【市民案策定作業グループ委員の意見】

- 危機管理のなかに、個人情報の保護も入れて、漏れ等絶対発生させない管理して欲しい
- 危機管理にあたって、限られた財政のなかで市民と行政がどのように役割分担するかをできるだけ明確しルール化する。

5 自治の仕組み ～それぞれの項目について、ご意見をお書きください

(1) 地域コミュニティ

- ・市民が集い、つながるコミュニティづくり
- ・地域の自治、市民活動
- ・コミュニティの場
 - …既存の場(公民館・公会堂)の有効活用と情報発信
 - …まちづくりのサポート・コーディネート及び育成
- ・今の自治会が「楽しくない」
- ・コミュニティの範囲を考える
- ・地域の自治会や町内会をどのようにしていくか？法律で空白、これをどう埋めるか
- ・地域の組織を伸ばす視点から、条例に大きく書き込むべき
- ・コミュニティ単位に権限や予算が渡されていくようになるのが、大きな流れ
- ・協力できる、助け合える国民性が強み

問：「地域コミュニティ」について

地域コミュニティの役割や仕組み、考え方等についてのご意見を下の欄にお書きください。

【意見記入欄】

【市民案策定作業グループ委員の意見】

○PI 意見集より

- ・地域の人とのつながり(4)，世代を超えた人とのつながり(9)，人とのつながり→助け合い
市民⇄行政 市民⇄市民(10)，まず顔の見える関係。日頃からのコミュニケーションが大切(14)，となりの近所づきあい、地域のつながり(15)，向こう3軒両隣精神 思いやりを持って住みたい(20)，地域の絆(24)，人と関わる(229)
- ・挨拶が溢れるまち→知らない人にもあいさつをする(57)(59)
- ・ボランティアなどに参加して地域の交流を深める(221)
- ・押しつけでない地域交流のある場所(個人を尊重したものであること)(21)，お年寄憩いの場、話をできる場。ひとりでテレビを観るのも寂しい…(143)
- ・きちんと機能する自治会(26)
- ・地域の人達が話し合い、合意形成が得られる場(税金の使い方を真剣に考える)(239)，何についても合意形成に向けて話し合える地域。まちづくりは自分の地域から(1641)
- ・自治会の組織、存在明確化。市との関わりなど協働の実効性を高める。意識改革(545)

○地域コミュニティにおける市民の役割、市とのかかわりをルール化する。

地域コミュニティは住民の安全・安心を確保するために非常に大切で、それは住民の主體的な関わりにより成り立つものであることを認識してもらい、市民の責務の表現には強制とならないような配慮をする。

(2) 情報

- ・概念だけでなく、具体的な方策も盛り込む
- ・情報の公開（発信）、共有の推進…目に見える議会・行政・市民
- ・情報を“取りに行く”ための市民の意識改革
- ・まちづくりの情報に簡単にアクセスできるようにする
- ・発信の多様性が重要
- ・行政の情報だけでなく、市民がもつ情報の発信や市民間の情報交換という発想も必要
- ・市民が力を出せる情報発信のしくみ

問：「情報」について

情報（市民の情報発信や情報共有等）についてのご意見を下の欄にお書きください。

【意見記入欄】

【市民案策定作業グループ委員の意見】

○PI 意見集より

- ・情報の見える化(1909)

○情報の共有は難しいことだけでとても大切。多様な手段が求められるが、対話の場所として、自由に使える「場」づくりが求められる。公会堂が各地区にあるものの使うための敷居が高い。

(3) 参加

- ・市民が自発的に参加したくなるしくみづくり

問：「参加」について

参加（考え方や仕組み等）についてのご意見を下の欄にお書きください。

【意見記入欄】

【市民案策定作業グループ委員の意見】

○PI 意見集より

- ・話し、聞く「仕組みを持つ事」(90)、生活課題をとりあげるルートづくり(1800)
- ・PC 社会となり、住民との直接対話が欠けている(1295)
- ・若い世代の市民会議への参加(1729)、まちづくり活動を若者が楽しめる仕組み(1808)、若い意見を聴いて、次世代を意識したまちづくりが必要(1990)
- ・問題点や革新的な意見を自由に発言し、実現できる場作り(1736)
- ・焼津市をよりよくしていくために、誰でも意見発信し、話し合える場(1801)
- ・多数の同意が得られた意見・希望を実現化できるシステムの構築(1803)
- ・さまざまな年代、職業の人が自由に交流できるまち(1929)(1954)
- ・市民及び活動団体が自由に意見交換でき、だれもが居場所となれる場(1989)
- ・市民と市、議会、対話することが必要（対話する場）(1993)

○様々な意見、活動を認め合う多様性を大切にすることを基本とする。そのために、自由に意見交換でき、かつ市民誰にも居場所となれるような規制の少ない場がしくみづくりとともに必要。

(4) 協働

- ・ 参画協働（目的の共有、対等な関係、相互理解、自主性の尊重）
- ・ （市民、行政の）協働（コラボレーション）を促すしくみづくり
- ・ 行政と市民活動団体、信頼関係を築く仕組みを確認して置く必要がある
- ・ NPOや市民活動団体が頑張れるように、それに関する記述を充実する
- ・ 市民活動に関しては、議員及び自治会との関係を理解する必要がある
- ・ 市民活動に従事する場合の、基本的な考え方、義務&責任
- ・ 信頼される 市民活動とは？

問：「協働」について

協働（考え方や仕組み等）についてのご意見を下の欄にお書きください。

【意見記入欄】

【市民案策定作業グループ委員の意見】

○PI 意見集

- ・ お互いに信頼できる関係(66)，市民、行政の協力体制(1605)，行政、市民が一体となっ
て一方通行にならない(1452)
- ・ 「よい」は人それぞれ。何が「よい」のか考え、話し合い、出来ることをやる(403)

○「目指すまちの姿」を実現するために「協働」という手法を活用するのであれば、その主体
がともにその意味を理解し、効果を高めるためにしくみづくりをする。 協働のための協働
とならないよう、その課題解決の選択肢として協働という手段が最適であることを確認し、
実施することをルール化する。

(5) 情報共有・参加・協働促進するための場

- ・ コミュニティの場 （再掲）
 - …既存の場(公民館・公会堂)の有効活用と情報発信
 - …まちづくりのサポート・コーディネート及び育成
 - …市民がまちづくりに参加しやすい場づくり
- ・ 意見を知る場、言う場を（市民パブをつくる！）

問：「情報共有・参加・協働促進するための場」について

情報共有・参加・協働促進するための場（場そのものやそれをつくるための仕組み等）につい
てのご意見を下の欄にお書きください。

【意見記入欄】

【市民案策定作業グループ委員の意見】

○PI 意見集

- ・ 藤枝市は K-mix（FM ラジオ）で情報発信している(868)
- ・ 小さな時から公共性の大切さを知らせていくこと。ゴミを街にすてない(1550)

○4-(3)と共通「行政の情報は(善し悪し関わらず)公開し、説明責任をはたす」

○規制をなるべく少なくし、自由度の高い多様な人々に開かれた場の設置

(6) 評価

※「4行政(5)行政評価」とダブらないように。どちらか1つに整理？

問：「評価」について

「行政評価（市の事務の評価）」の項目があるため、それとは別の内容（例：議会やまちづくりの評価など）についてのご意見を下の欄にお書きください。

【意見記入欄】

【市民案策定作業グループ委員の意見】

○評価は前向きな表現にする

○行政、議会の仕事ぶり、市民の協働状況を定期的に評価していく

○市民が評価するために、情報提供と説明責任が必須。 評価者はマイナス評価・プラス評価をきちんとし、評価の透明性を確保するために公表する。 そして、その結果を仕事に適切に反映するようルール化する。

○評価について、ここに記載するのか、または「行政評価」が行政にいられてるので、議会にも「評価」をいれるなど、項目の出し方は一律にする必要があると思います。まちづくりの評価（市民参加率など）は入れなくてもよいでしょうか。

(7) 子どもの育成、子育て支援

- ・子どもが多様な世代との交流、未来を担う子どもたちのまちづくり参加と育成
- ・子育て（・物心両面のサポート ・保育施設の充実 ・地域の資源、人、ものの活用）

問：「子どもの育成、子育て支援」について

子どもの育成、子育て支援（考え方や仕組み等）についてのご意見を下の欄にお書きください。

【意見記入欄】

【市民案策定作業グループ委員の意見】

○OPI 意見集

- ・子供が育つ教育環境(67), 子どもを育てやすいまち(68)
- ・子ども（次世代）を大切に(69), 少子高齢化に伴う特に次代を担う若者の育成(72)
- ・子ども達が遊べる場がたくさんあるといい→子どもたちが焼津を好きになる！(73)
- ・働く母親にも子育てがしやすい町(426),仕事と子育て両方がしやすい環境があればと思う(430), 保育所・託児所（職場）の充実。現状では、子どもを産みたくても働くことを優先して躊躇してしまう(433)
- ・子どもだけではなく、全世代が住みやすいまちにすることが子育てに繋がる(471)
- ・子育てについてはあがっていましたが、教育についての文言が出てこない(1754)
- ・子ども、子育て中の父母が、悩みを分かち合い共に未来を楽しくできるまち(1930)

○保育園、学童保育の充実

○対話の場をとおして、真に必要な課題に対して投資する。 数は十分でないものの幼児、学童の居場所は考えられているが、中学生、高校生の居場所がない。世代を問わない使い勝手自由な場が求められる。

(8) 人にやさしいまちづくり

- ・医療の充実（・料金設定 ・災害時の体制）
- ・高齢者、障害者にやさしいまちづくり（福祉の充実）
- ・焼津のまちを国際拠点に（例）表記は日本語以外も義務付ける（スペイン語、中国語、ポルトガル語、ハングル、英語）

問：「人にやさしいまちづくり」について

人にやさしいまちづくり（考え方や仕組み等）についてのご意見を下の欄にお書きください。

【意見記入欄】

【市民案策定作業グループ委員の意見】

○PI 意見集

- ・地域住民との絆（ふれあい、思いやり）(3)

○PI 意見集の分類「子供・子育て支援、人にやさしいまちづくり」から、子供にとって、高齢者にとって、障害者にとってというような視点でなく、住みやすいまちの条件をソフト、ハードの両面で考え、ルールを考える。

○項目だしするより、他の項目の中に含めるのはどうか

(9) 企業、産業

- ・事業者の役割
- ・事業者は市民に自分たちの産業を理解してもらい、市民も産業をバックアップする
- ・焼津のようなまちでは「事業者」の役割は大きい、焼津の特徴として大事

問：「企業、産業」について

企業、産業の役割や責務等についてのご意見を下の欄にお書きください。

【意見記入欄】

【市民案策定作業グループ委員の意見】

○企業、事業者は、市民同様大きな役割と責任を持っていることを自覚して貰うよう明記する

○企業と行政の協働事業として焼津市にある企業がどのような社会貢献をしてくれているか、事業者ごとに住民に広報する。

○これは、市民の枠の中に項目を入れた方がよいのではないのでしょうか

(10) 『Love 焼津』

- ・焼津の資源を活かした健康づくり（海(魚)・川・山)
- ・文化、歴史 焼津のいいところ探しと発見、発信（市民がいいところ探しの記者になる）

問：『Love 焼津』について

『Love 焼津』についてのご意見を下の欄にお書きください。

【意見記入欄】

【市民案策定作業グループ委員の意見】

○PI 意見集より

- ・歴史や文化の伝統を尊重し、市民文化が創造されるまち(165)
- ・商店に入ったときなど、会話が弾む、会話を交わす(208)
- ・日本一健康なまち（食<魚>を活かした健康づくり）(394)
- ・自然や文化、人とのつながりを大切に守り、育て、高めていけるまち(1933)

○「Love 焼津」は、まちづくりへの自発的な参加意識を高めることからはじまる。

○ここで項目だしするよりも、理念の中に含めたらどうか

(11) 焼津ブランド

- ・地場産業を活性化して焼津ブランドを高める

問：「焼津ブランド」について

焼津ブランドを高める⇒地場産業を活性化するための考え方や仕組み等についてのご意見を下の欄にお書きください。

【意見記入欄】

【市民案策定作業グループ委員の意見】

○PI 意見集

- ・焼津について情報発信(324)
- ・観光資源が上手に活用されていない(1234)

○自治基本条例が生かされていることが「焼津ブランド」である。

今あるもの（ブランド）を活かしていく、そこから創出されるものがあればそれも含めて育てていく。

(12) 平和の発信

- ・ 第五福竜丸、第三の被爆のまちとして、世界に平和を訴えていく

問：「平和の発信」について

平和の発信をしていくための考え方や仕組み等についてのご意見を下の欄にお書きください。

【意見記入欄】

【市民案策定作業グループ委員の意見】

- 焼津特有のものとして発信することが是非必要
- これも「Love 焼津」「焼津ブランド」のひとつとして、全市民が認識することが大切。

(13) 幸福度を高めるまちづくり

- ・ 幸福度・満足度が高いまち

問：「幸福度を高めるまちづくり」について

幸福度を高めるまちづくり（考え方や仕組み等）についてのご意見を下の欄にお書きください。

【意見記入欄】

【市民案策定作業グループ委員の意見】

- 市民、議会、行政が一体となって、目指すまちづくりに切磋琢磨できるような仕組みとそれを実行する強い意思を持つことで達成できることを認識する。
- 項目出しまでする必要があるか疑問です。

(14) 広域的なまちづくり

- ・ 広域的な視点からまちづくりを進めることで、効率化、交流人口の増加などの効果を連携先と共有する。

問：「広域的なまちづくり」について

広域的なまちづくり（考え方や仕組み等）についてのご意見を下の欄にお書きください。

【意見記入欄】

【市民案策定作業グループ委員の意見】

- PI 意見集より
 - ・ 志太を活かす(220)、志太地区の協力(863)
- 広域的な課題解決のために、他の自治体との連携や協力がスムーズにできるよう常に友好的な関係を維持する。

(15) その他、焼津の独自性を高めるような項目や内容

- ・歌でまちを明るくする
- ・排除とかネガティブな発想では、もう発展はない
- ・同じ住民でも、自然人と企業の間で、溝ができる。この間でもっと話し合ったり知恵を出し合うしくみが必要・焼津の特色や独自性をどのように盛り込むか

問：「その他、焼津の独自性を高めるような項目や内容」について

その他、焼津の独自性を高めるような項目や内容についてご意見を下の欄にお書きください。

【意見記入欄】

○PI 意見集より

- ・良い学校（大学、専門学校）をつくる(85)
- ・市街化調整区域の見直し(821)
- ・人口流出をくいとめるための方策は？(1723)

6 条例を活かすための仕組み

(1) 条例の実効性の確保

- ・まちづくりは時間がかかる。まちの方向はみんなで創っていくものなので「活かすためのしくみ」を盛り込む
- ・(行政) この条例の運用について、基本的考え方・しくみ
- ・(議会) 自治基本条例が順守されるように、評価委員会を設置する。条例を守り、議会の運営を行う。

問：「条例の実効性の確保」について

条例の実効性の確保（考え方や仕組み等）についてのご意見を下の欄にお書きください。

【意見記入欄】

【市民案策定作業グループ委員の意見】

○条例案の段階で再度市民への説明会を実施し、意見を求める。そして、その条例案がどのような過程を経て条例として何時ごろ成立するのか、条例の意義を分かりやすい言葉で伝える。又、PI実施時に市民から「条例による具体的な成果は？」の問いに具体的に答えられるような対応を図る。更に、条例うたうルールのひとつひとつについて「説明」を設けることにより理解が深まると考える。

○PI意見集より

- ・名前だけの条例にならないようにしたい(546)、ルールや仕組みを知ってもらうこと(1659)、理念のみにとどまらず、実効性のあるものにする(1842)
- ・条例が出来た10年後の達成状況は?(1852)
→「市民同士で意見交換が活発になった」という例あり。文化は劇的に変わるものではない。10年後に作って良かったと思えるものをつくってほしい。

○本条例の位置づけを明確にする。

【第2回市民案策定作業グループ会議(12/17)の議論】

- ・様々な対話を通じて時間をかけて市民に広げていく
- ・副読本などをつくり、根底にあるものや条文の説明をしやすくする

(2) 条例の見直し

- ・この条例を活かし続けるための見直しの考え方、仕組みについて盛り込む。

問：「条例の見直し」について

条例の見直し（考え方や仕組み等）についてのご意見を下の欄にお書きください。

【意見記入欄】

【市民案策定作業グループ委員の意見】

- この条例を5年ごとに見直す
- 条例の見直しは評価委員会の結果を反映する。

7 条例の名称・愛称について※当面は保留。中身から考える。

「焼津市自治基本条例」で良いか？

- ・焼津“ええとこ”市民でウォッチ！基本条例
- ・オール焼津自治基本条例（ラブ）（やいづ）
- ・ふるさとやいづ条例
- ・みんなでやらざあ～条例
- ・パワーUP！やいづ条例
- ・やいづ未来条例
- ・LOVE 焼津まちづくり条例
- ・市民条例 など

問：「条例の名称・愛称」について

条例の名称・愛称についてのご意見を下の欄にお書きください。

【意見記入欄】

【市民案策定作業グループ委員の意見】

- 「焼津市自治基本条例」として市民説明会、PI 活動を実施しているのでそのままで良い。
- 名称は長くない方がよい

8 その他の意見（全体的なこと、現在の項目にないこと、など）

問：「その他の意見」

その他に、全体的なことや現在項目にないことなどについて、ご意見がありましたら下の欄にお書きください。

【意見記入欄】

【市民案策定作業グループ委員の意見】

- 全体的に見て、行政に関する項目が多い（充実している）気がします。そうすると、やはり行政が作ったから多いのかなという気がします。
- 「4 まちづくりの考え方」は2番目にした方がよいのではないのでしょうか。
- まちづくりや議会の中に「危機管理」を入れるのはおかしいのでしょうか。特にまちづくりの中で「安心安全」という言葉が多かったと思うのですが。